

大個審答申第 98 号
平成 29 年 6 月 23 日

大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）から平成 27 年 5 月 29 日付け大市教委第 866 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 27 年 3 月 2 日付け大市教委第 3059 号により行った訂正不承認決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 訂正請求

異議申立人は、平成 27 年 2 月 3 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 28 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「大阪市教育委員会からの開示（大市教委第 2452 号）決定通知により開示された電話による相談記録 9 月 11 日、10 月 21 日分について」の訂正を求める旨の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「・ 9 月 10 日 教育委員会への電話による就学相談記録 ・ 10 月 21 日 教育委員会の電話による応対記録」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、本件情報の訂正を行わない理由を次のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

請求者から提出された資料は、訂正請求の内容が事実と合致することを証するものとは認められず、また、事実の誤り又は不足があるとはいえず、訂正の理由が認められないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 3 月 20 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が訂正不承認通知書で示した訂正を行わない理由は事実関係についての厳格すぎる証拠を求めているため不当であるため訂正不承認の決定変更を求めます。
- 2 実施機関が訂正不承認とした理由は、訂正請求者に対してのみ一方的な、かつ厳格な証拠を求めるもので、訂正請求者は本件事例（障がい児の就学問題）発生以降主張して、かつ活動してきた一連の取組と、それに使用した資料等を先に提出しており、客観的証拠は十分と言える。一方実施機関は電話対応時にメモしている証拠を示している訳でもなく、事後又は後日開示用にまとめた行政文書であり、事実と合致すると証するに値しない短文となっている事からして、むしろ実施機関自ら作成した内容が事実と合致していないことを証明している。条例第 13 条では「保有個人情報に常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない」と定めています。しかしその努力をしていません。また条例第 28 条の訂正請求者の権利を十分に尊重していない事を改めていただき、第 30 条の訂正義務を果たすべきと考えます。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件情報について

本件情報は、子の小学校就学に関する異議申立人からの電話相談に対応するために実施機関において作成された平成 26 年 9 月 11 日及び同年 10 月 21 日における電話対応記録（以下「対応記録」という。）に記載された、相談者である異議申立人の発言、質問及び対応内容、職員の回答及び対応内容の要旨等の各情報である。

この対応記録は、実施機関の職員が、学校、保護者、市民等（以下「相談者」という。）からの相談等に対応することを利用目的として作成され、相談事案の処理を円滑に進めるために相談者と対応した内容を基に、相談内容等の要旨を任意に記録するものである。

2 訂正請求に係る保有個人情報のうち、訂正請求を求める箇所及び内容について

(1) 平成 26 年 9 月 11 日付け対応記録について

ア 対応記録 3 行目「6 人を 2 名の先生が見ており、」と「手薄な感じを受けた。」

の記載の間に、「医療ケアの必要な子どもを 1 名の先生が見ると支援児童 4 人或いは 5 人を 1 名の先生が見るということで、」の記載の追記を求めるものである。

イ 対応記録 5、6 行目に「幼稚園が子の現況把握をしに来て欲しいと要請をしても梨の礫で、訪問し現況把握をしてもらえないです。学校にぜひとも本人の現況

把握をした上で学級の設置、先生の配置を決定してほしいのです。区役所にもどうしたら良いか問い合わせましたが、教育委員会が窓口と聞きました。」との旨の記載の追記を求めるものである。

(2) 平成 26 年 10 月 21 日付け対応記録について

対応記録の最後に「9 月 11 日に教委に電話した際も伝えましたが、小学校は現況把握の為幼稚園へ出向いてはくれませんでした。電話の後も、出向いてくれています。それどころか、幼稚園の先生方が小学校へ出向いて下さった際は、門前払いのような対応をされました。教委としては、小学校が支援児童の現況把握を拒む事をそれで良しとしておられるのですか？」の記載の追記を求めるものである。

3 訂正不承認とした理由

(1) 本件請求は、実施機関が作成した対応記録に記載された事実が誤っているとの趣旨ではなく、対応記録に記載された異議申立人の発言内容をまとめた部分について、異議申立人が発言したとする内容が記載されていないため、対応記録への記載の追記を求める趣旨でなされている。

(2) 異議申立人は本件請求の内容が事実と合致することを証する資料として「2014 年 11 月 10 日付け署名用紙およびその別紙」（以下「証拠資料 1」という。）及び「平成 26 年 12 月 17 日付け人権侵害救済申立書」（以下「証拠資料 2」といい、証拠資料 1 とあわせて「各証拠資料」という。）を提出した。

提出された各証拠資料を実施機関で確認したところ、証拠資料 1 は、署名用紙の様式及び別紙で構成されており、署名用紙の様式は、異議申立人が大阪市教育委員会及び大阪市立〇〇小学校に対し、障がいのある子どもたちが障がいのない子どもたちと共に学びあえる環境づくりを求めるためのもので、別紙は、大阪市教育委員会、大阪市立〇〇小学校及び〇〇区役所の対応及び異議申立人の活動についての主張をまとめたものである。

証拠資料 1 に異議申立人が訂正請求を求める記載内容に関連する記述が認められるが、相談時に異議申立人が発言したという事実ではなく、内容が関連しているだけであり、これは、本件請求の内容が事実と合致することを証する資料とは認められない。

また、証拠資料 2 は、校区内の障がい児の就学希望に対し、大阪市教育委員会及び大阪市立〇〇小学校が、受け入れのため、誠実に努力し、児童や保護者の相談等に真摯に対応しなかったとして、異議申立人が大阪弁護士会に対し、人権侵害救済を申し立てた際の申立書である。

証拠資料 2 に異議申立人が訂正請求を求める記載内容に関連する記述が認められるが、これは、相談時に異議申立人が発言したという事実ではなく、内容が関連しているだけであり、本件請求の内容が事実と合致することを証する資料とは認められない。

以上のように、異議申立人が提出した各証拠資料は、いずれも、異議申立人が実施機関に相談の電話を行った時に発言したことの有無を客観的に証するものではないので、条例第 29 条第 2 項が定める「当該訂正請求の内容が事実と合致することを

証する資料」とは認められない。

- (3) 本件請求は、異議申立人が発言したとする内容が、対応記録に記載されていないため、対応記録に追記することを求めるものである。

実施機関は、電話による相談や苦情等について、原則、相談記録として保存している。当日の相談の対応者である担当者を確認したが、異議申立人が訂正を求める内容について、発言内容を聞いたという記憶はなかった。

提出された各証拠資料を実施機関において確認したところ、対応記録の記載内容に訂正請求に応じなければならない誤りがあるとは認められず、異議申立人が求める記載の追記がなければ、対応記録として、記載自体が誤りであるという不備があるとも認められないため、事実の誤り又は不足があるとはいえず、条例第28条第1項が定める「訂正」が必要とは認められない。

4 異議申立人の主張について

平成27年2月13日付け提出の異議申立人代理人からの意見書には、「異議申立人は、今般の訂正請求に際し、『いずれも相談時の私共の訴えの根幹にかかわる内容であること及び事実を正確に残すべきと考える為』と、その理由を明確に記載している。要は、記録の内容が正確でないからこれを正確にすべきであると述べているのである。」と記載されている。

しかし、上記で説明したとおり、異議申立人から提出された各証拠資料は、訂正請求の内容が事実と合致することを証するものとは認められず、また、事実の誤り又は不足があるとはいえず、訂正の理由が認められない。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について、各証拠資料が訂正請求の内容が事実と合致することを証するものとは認められず、また、事実の誤り又は不足があるとはいえず、訂正の理由が認められないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、各証拠資料により客観的証拠は十分であることを理由に本件決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

- (1) 条例第 28 条第 1 項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとするときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ここで、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいうものと解される。

また、条例第 29 条第 2 項では、「訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。」と規定している。

- (2) 当審議会において、異議申立人が条例第 29 条第 2 項に規定する「当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料」として実施機関へ提出した各証拠資料の内容を実際に見分したところ、その内容は、異議申立人が主張・活動してきた一連の取組とそれに使用した資料であって、各証拠資料は本件請求において異議申立人が追記を求めた内容を、異議申立人が平成 26 年 9 月 11 日及び同年 10 月 21 日に実施機関へ架電した際に実際に発言したという事実を客観的に証明するものではなく、実施機関が本件決定を行った時点において、本件情報の内容が事実と異なると実施機関において判断するに足りるものであるとは認められなかった。

したがって、実施機関が本件情報を訂正しなければならない理由があるものとは認められない。

4 答申に至る手続について

本件決定の妥当性の判断に当たって、当審議会としては、前記 3 のとおり、異議申立人が本件請求に際して提出した各証拠資料が条例第 29 条第 2 項に規定する「当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料」に該当するか否かに基づいてのみにより判断することができたものであり、その他の異議申立人の意見が当審議会の判断を左右するものではなかったことから、本件異議申立てについては、条例第 61 条第 1 項ただし書の規定により意見陳述を実施せず、答申に至った。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過

平成 27 年度諮問受理第 31 号

年 月 日	経 過
平成 27 年 5 月 29 日	諮問
平成 27 年 10 月 28 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出

平成 28 年 9 月 12 日	審議（論点整理）
平成 28 年 9 月 21 日	審議（論点整理）
平成 28 年 11 月 9 日	審議（論点整理）
平成 28 年 11 月 24 日	審議（論点整理）
平成 29 年 5 月 15 日	審議（答申案）
平成 29 年 6 月 23 日	答申